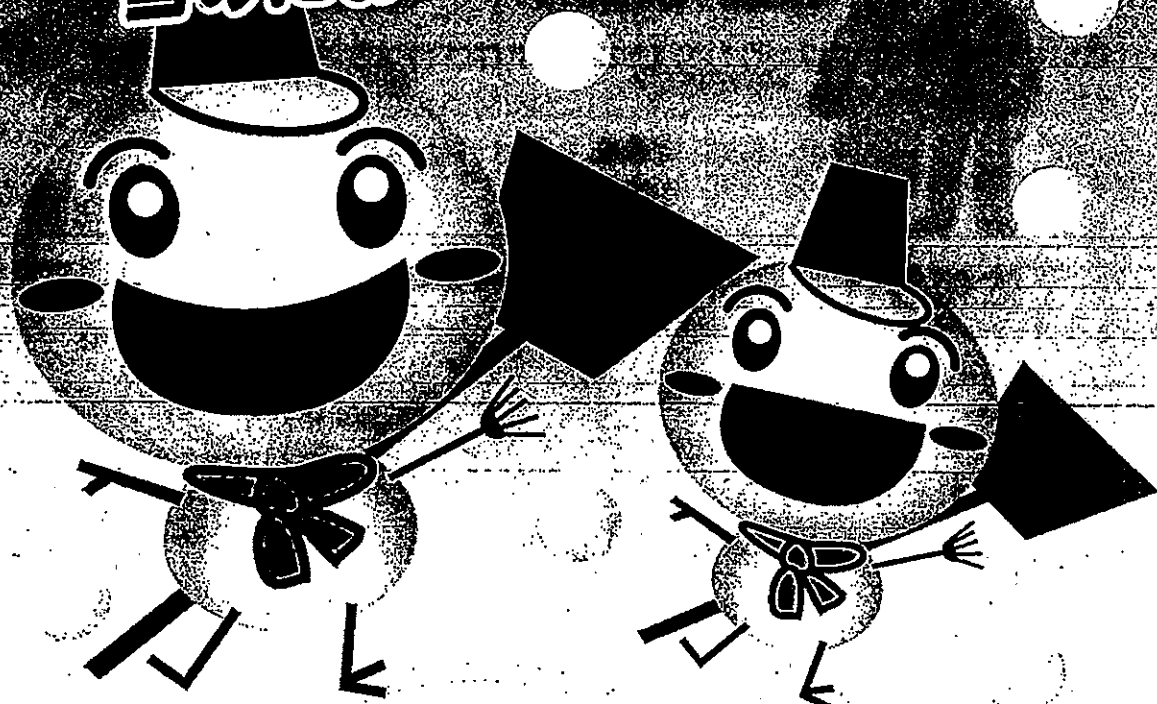


# 旭川市福祉除雪サービスのご案内

雪でお困りの方に  
除雪のサービスを行います  
雪のにおいに温もりをえて



## スノーサポート隊募集中

除雪のお手伝いしてみませんか

※スノーサポート隊(除雪活動にご協力頂ける方)

除雪活動ができる個人またはグループ・団体、事業所企業など市民のみなさんのご協力をお待ちしております。

詳しくは次のページ  
をご覧ください。

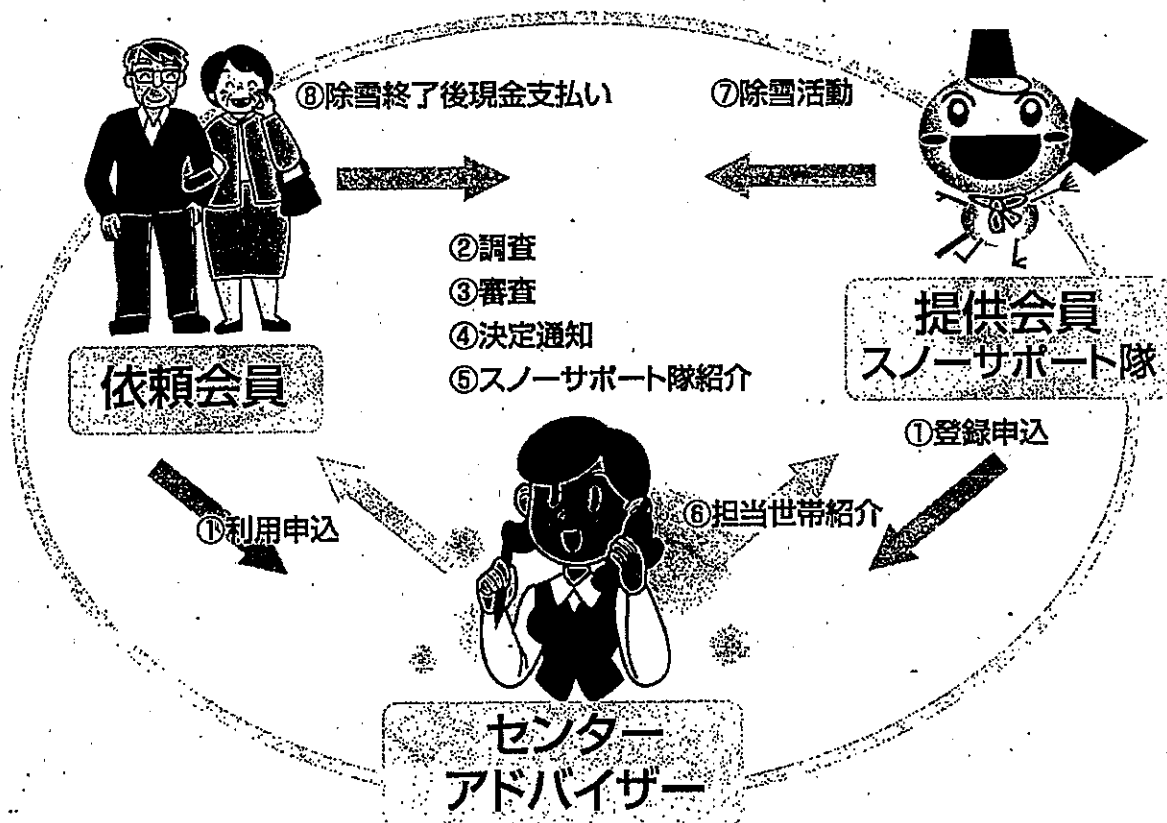


# 福祉除雪サービスとは

旭川市福祉除雪サービス事業は、冬期間も安心して暮らせる市民生活を実現することを目的として、地域において除雪の援助を受けたい人と、援助を行いたい人を組織し、調整することにより、地域の相互援助活動を支援します。

"手助けが欲しい""お手伝いしましょう"事務局ではそんな気持ちの「橋渡し」の活動を行います。

## 福祉除雪サービスのしくみ



センターから、提供会員(スノーサポート隊)紹介後、会員間で顔合わせをしていただきます。

## このサービスを利用することができる方

以下のいずれかに該当する方で、扶養義務者(息子、娘等)による除雪が困難な世帯。

〈高齢者世帯〉・ おおむね75才以上の高齢者世帯で自力で除雪をすることが出来ない(身体的な理由等で)世帯。

〈身体障害者世帯〉・ 身体障害者手帳1,2級の方(重度身体障害者)

〈母子世帯〉・ 身体等虚弱な母子世帯

# 実施要領

実施地域

## 旭川市全域

利用料金等

依頼会員が以下の基準に従って提供会員に直接支払います。

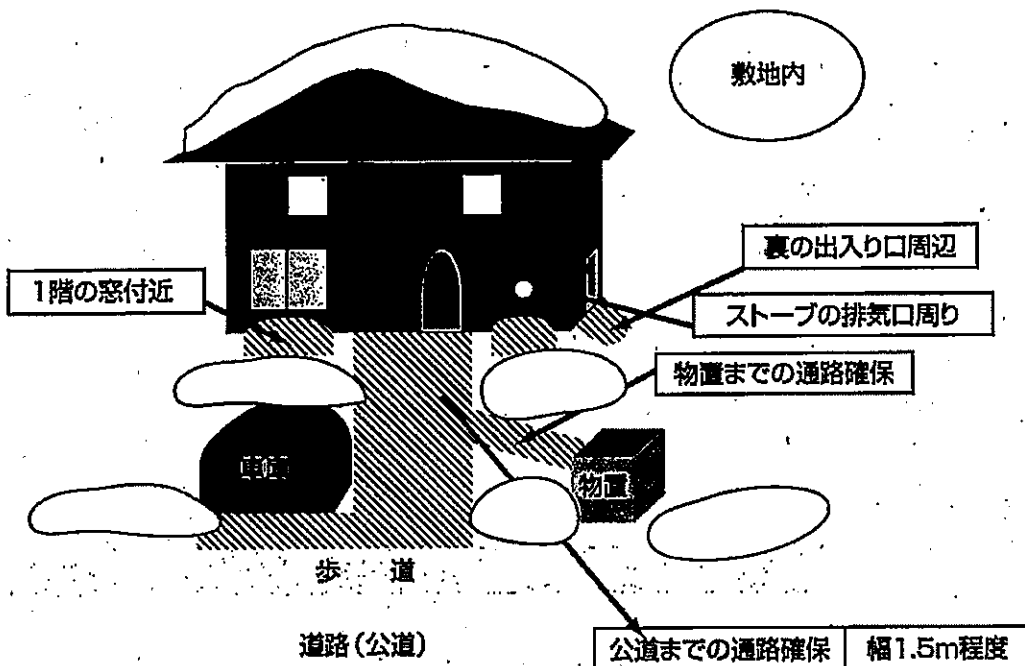
- ・30分まで500円(30分増す毎に500円加算)
- ・交通費 実費(ただし自家用車利用の場合は1回200円)

除雪日

12月1日～3月31日

除雪の範囲

公道の除雪が行われた日(おおむね15cm以上の降雪があった日)  
生活通路の確保を目的として、玄関先から公道までの概ね幅1.5m  
程度で、安全に歩行が行えるように除雪します。



対象となる所



の部分で人の力で出来る範囲を除雪します。  
(生活通路として使用していない場所は除きます。)

対象とならない所

屋根、軒下で危険が伴う場所、納屋、使用していない物置までの通路、歩道、駐車場

## 申込みの方法について

申込期間 **10月1日～11月30日**

(この期間以降でも申込は受付ますが、利用するまでに少しお時間がかかります。)

申込先 旭川市社会福祉協議会 神楽事務所へお問合せください。

## スノーサポート隊の募集 (除雪活動にご協力いただける方)

近年の核家族化と高齢化の進展のなかで、自力での除雪が困難であるため、冬期間の生活に不安を持つ方々が増えています。

このような、除雪に困っている高齢者等のお宅の除雪のお手伝いをしていただけの方を募集しています。

- ・ ボランティア活動に興味のある方
- ・ 冬の運動不足解消のため
- ・ 自分の住んでいる地域で何かお手伝いがしたい方 など

個人・グループ・企業などたくさんの方の参加をお待ちしております。

内 容 冬期間(12月1日～3月31日)、指定の除雪範囲(私有地)の除雪作業を行います。(自分のできる時間、曜日での登録も可能です。)

担当世帯 福祉除雪の申込み世帯と、ご協力いただけるスノーサポート隊のみなさんの住所を考慮の上、旭川市社会福祉協議会で担当世帯を調整・決定します。  
なお、利用申込状況により、担当世帯がない場合もありますので、ご了承ください。

登録/申込 旭川市社会福祉協議会 神楽事務所へお問合せください。

**旭川市社会福祉協議会 神楽事務所**

**旭川市神楽3条4丁目1番18号**

**☎60-1778** までお電話ください